

八幡浜市保育業務支援システム導入運用業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

八幡浜市において、保育所等における業務のＩＣＴ化を推進することにより、保育士や保護者の負担軽減を図ることが、保育の質の向上に繋がると考え、八幡浜市に最も適した「保育業務支援システム」を導入運用するため、その事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

八幡浜市保育業務支援システム導入運用業務

(2) 委託業務場所

施設名	所在地
保内保育所	八幡浜市保内町宮内 1-37
神山こども園	八幡浜市五反田 1-881-2

(3) 委託期間

契約締結日から令和10年2月29日まで

(4) 業務内容

別紙「八幡浜市保育業務支援システム導入運用業務仕様書」を参照のこと。

(5) 提案限度額

システム導入費用 2,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

システム利用料（月額） 200千円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

※システム構築及び操作研修等の初期導入費用を含むこと。

※システム利用料にはインターネット回線の使用料も含むこと。

※この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務の公募を開始する日から契約締結日までの間のいずれかの日においても、八幡浜市からの指名除外を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生または再生の手続きをしていないこと。
- (4) 公租公課を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は

第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。

- (6) 業務を履行するにあたり、法令等で定められた許可、資格及び基準がある場合は、それらの予見を満たすことが確認できる者であること。

4. プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

	スケジュール項目	予定日程
1	公募型プロポーザル実施公告	令和5年1月5日(木)
2	実施要領に関する質問の受付期限	令和5年1月12日(木)午後5時まで
3	実施要領に関する質問の回答期限	令和5年1月19日(木)
4	参加表明書等の受付期限	令和5年1月26日(木)午後5時まで
5	参加資格審査結果の通知	令和5年2月2日(木)頃
6	企画提案書等の提出期限	令和5年2月9日(木)午後5時まで
7	プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和5年2月16日(木)予定
8	選定結果の通知(選定結果の公表)	令和5年2月22日(水)頃
9	業務委託契約の締結	令和5年2月28日(火)頃

5. 質問及び回答

(1) 受付期間

令和5年1月12日(木)午後5時まで

(2) 提出先

「9 書類提出及び問合せ先」に同じ

(3) 提出方法

質問書(様式第1号)に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールで提出すること。なお、電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問事項(事業者名)」とし、電子メールを送信後、受信確認のために子育て支援課までその旨を電話連絡すること。

(4) 回答方法

令和5年1月19日(木)までに、ホームページ上に掲載する。

6. 参加表明書・企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①参加表明書(様式第2号)

②実績報告書(様式は任意)

- ・過去5年間において本業務と類似した業務の実績がある場合は、実施年度、発注者名、実施施設数等を記載すること。

③登記事項証明書(全部事項証明書)

- ・ 3か月以内のもの
- ④納税等に関する誓約書（様式第3号）
- ⑤会社概要（会社の沿革及び組織等を記載したパンフレット等）
- ⑥財務三表
 - ・ 直近2年分
- ⑦企画提案書（様式は任意）
 - ・ A4判用紙、横書き、左綴りとし、ページ番号をつけること。
 - ・ 委託事業者選定基準（別表第1）の項目1～8について、項目ごとに記載すること。
なお、項目8については任意とする。
 - ・ 機能要件について、対応可否欄等に記入し、添付すること。
- ⑧参考見積書(様式第4号)
 - ・ 各年度の金額がわかるようにすること。
 - ・ 取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

(2) 提出期限

参加表明書関係書 ((1)①～⑥) 令和5年1月26日(木) 午後5時まで
企画提案関係書 ((1)⑦、⑧) 令和5年2月9日(木) 午後5時まで

(3) 提出先

「9 書類提出及び問合せ先」に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出部数

- ①～⑥、⑧ 各1部
- ⑦ 6部（正本1部及び副本5部）

7. 選定方法

(1) 審査委員会の設置

審査は、八幡浜市保育業務支援システム導入運用業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行う。

(2) ヒアリング

企画提案書の内容を確認するため、審査委員会においてヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングは、参加表明書の受付順とし、辞退があった場合には、順次繰上げる等の方法により対応する。

①実施日（予定）

- ・ 令和5年2月16日（木）（詳細は別途通知する。）

②実施場所

- ・ 八幡浜市役所5階501会議室（八幡浜市北浜一丁目1番1号）

③実施方法

- ・ 1 事業者につき、40 分程度（説明 30 分、質疑 10 分）
- ・ 当日、市が準備するものは大型ディスプレイ及び延長コードとする。その他の機材を使用する場合は、各自が準備すること。

④出席人数

- ・ 各事業者 3 名までとする。
- ・ 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合、その者を失格とする。
- ・ なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、オンライン等での実施となる場合がある。

(3) 審査及び選定

- ・ 審査委員会において、委託事業者選定基準（別表第 1）に基づき採点し、最も点数の高かった事業者を優先契約交渉事業者とする。なお、最高点の者が複数あるときは、そのうち見積書の金額が一番低い者を優先契約交渉事業者とする。
- ・ 参加者が 1 事業者になった場合でも審査を実施し、各審査委員の評価点の平均点が 60 点以上であれば優先契約交渉事業者とする。

8. その他

- (1) 企画提案書の提出は、1 事業者につき 1 案とする。
- (2) 応募書類は返却しない。また、提出後の差替え、修正、追加等は認めない。
ただし、審査委員会から要請があったものはこの限りではない。
- (3) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募事業者の負担とする。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とする。
- (5) 優先交渉契約事業者特定後の契約手続きは、八幡浜市契約規則（平成 17 年八幡浜市規則第 45 号）による。
- (6) 本プロポーザルは、優先交渉契約事業者を選定するために実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。また、契約締結時に市及び受託者が協議の上、仕様書の内容を変更することがある。
- (7) プロポーザルによる審査過程は、八幡浜市情報公開条例（平成 17 年八幡浜市条例第 14 号）による公文書公開対象となりうる。
- (8) 選定結果についての不服及び異議申立ては認めない。

9. 書類提出及び問合せ先

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目 1 番 1 号
八幡浜市役所市民福祉部子育て支援課
電話：0894-21-0402
Fax：0894-21-0411
E-mail：kosodate@city.yawatahama.ehime.jp